

# ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

## 11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です

日本年金機構は厚生労働省と協力して、国民の皆さまが公的年金を身近で大切なものとして考え、年金制度に対する理解を深めていただくよう、本年度も11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度の周知・啓発活動を展開します。年金セミナーや年金制度説明会などを実施しておりますので、詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。



【URL】 <https://www.nenkin.go.jp/>

「ねんきんネット」をご利用ください

【ねんきんネット専用ダイヤル】 ☎ 0570-058-555

ご自身の年金記録や将来の年金見込額などを確認することができる「ねんきんネット」を、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから、お持ちでない方は日本年金機構のホームページからご利用できます。

問合せ  
熊谷年金事務所 048-522-5012  
保険健康課 0495-77-2113  
地域振興課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号  
年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、  
事前にご予約をお願いします。  
予約受付専用番号 0570-05-4890

## くらしの110番 「投げ銭(課金)」トラブルに注意!

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

投げ銭とは、ライブ配信サービスの配信者を応援するため、視聴者が配信者に向けてオンライン上で課金する(お金を渡す)ことです。配信者や視聴者に自分の存在を知らせたいという思いから「視聴するだけ」「少額の課金だけ」では気持ちが収まらなくなり、気付くと高額課金をしていたという相談が寄せられています。

未成年の子どもが保護者のクレジットカード(スマートフォンやタブレット等の端末に登録している決済方法)を無断で使用して高額な投げ銭をしてしまったり、社会人が借金をしてまで投げ銭を続け返済できなくなるケースがあります。

### 【事例】

クレジットカードの利用明細に30万円の請求があった。驚いて家族に聞くと、小学生の子どもが私のタブレット端末に勝手にライブ配信アプリをダウンロードし、気に入った配信者を応援して何十回も投げ銭をしたと言う。

### 消費者へのアドバイス

- ①視聴や投げ銭については自身の経済状態を考慮し、子どもの視聴は家族(親子)で話し合いながらルールを決めるなど、節度ある利用を心がけましょう。
- ②子どもが視聴する際に保護者の端末を貸す場合は、保護者のアカウントが使えない状態にしましょう。子ども専用の端末を与えている場合は、ペアレンタルコントロールを利用し、必要な制限をかけるようにしましょう。

▼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや)

埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎ 048-524-0999

## 健康保険証の発行終了について

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

現行の国民健康保険および後期高齢者医療制度被保険者証(以下「保険証」)は、令和6年12月2日(月)から発行されなくなりますが、現在お手元にある保険証は有効期限の令和7年7月31日(木)までご使用いただけます。(途中で70歳または75歳になる場合や、住所変更等で券面の記載事項に変更が生じる場合を除く。)そのあとの医療受診については、原則として以下のようになります。

【保険証利用登録がされたマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」)を保有している方】

マイナ保険証で医療機関等の受診をしてください。

【それ以外の方】

保険証の有効期限が切れる前に「資格確認書」が送付されます。使い方は保険証と同じです。

※マイナ保険証利用登録の解除ができるようになります。国保・後期の方は保険健康課へそれ以外の方はお勤め先お問合せください。

### マイナ保険証を含むマイナンバー制度に関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

平日:午前9時30分~午後8時 土日祝:午前9時30分~午後5時30分(年末年始を除く)



## かみかわの歴史・発見!

### 第44回 石造物紹介⑧ 道路元標

問合せ 生涯学習課 文化財担当 ☎0274-52-2586 FAX0274-52-2586

町内の3か所にひっそりとたたずむ小さな石碑があります。これは<sup>どうろげんびょう</sup>道路元標と呼ばれるものです。1919年(大正8年)に旧道路法が制定されたことにより各自治体に1つ置くことが定められ、主に役場付近に設置されました。道路元標の材質は石材、形状や寸法は細かく規定され、市町村名が刻まれています。

町内には関口の丹荘駅踏切付近に「丹庄村」、二ノ宮の青柳駐在所付近に「青柳村」、渡瀬の水辺公園入口付近に「若泉村」の道路元標があり、当時の村区分を示しています。3基とも移動した痕跡があるため、現在地が当時の役場位置を示すものではありません。

町の教育委員会では、当時の様子を知ることができる貴重な道路元標を皆様に知っていただけるように各元標の横に標柱を設置しています。近くを通りかかった際には見学してみたいでしょうか。

※丹庄村…元標には「丹庄村」と刻まれていますが、正式には「丹荘村」です。

※若泉村…「渡瀬村」と「阿久原村」が合併してできた村です。



丹庄村



青柳村



若泉村